

佐藤博幸委員長

おはようございます。

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

本日は、本委員会の法的助言者であります藤井正寿弁護士にご出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者はありません。

出席者は定足数に達しております。

この際、お諮りします。

本日は、証人尋問を行う予定です。

証人の人権に最大限配慮する必要があることから、これからの協議は、本調査特別委員会運営要領の2(2)会議の公開等(委員会条例第20条)に基づきまして、秘密会で協議することについて採決します。秘密会で協議することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

[Redacted content]

	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

本日は、ここまで秘密会で議事を進めてまいりましたが、これからの協議は、秘密会で行う必要がないと思われまますので、一旦秘密会を解除したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、秘密会の解除についてを議題とします。9月22日の第14回委員会において、秘密会の解除について協議を行ひましたが、秘密会の解除については、委員会として、おおむね解除する方向でありましたが、なお秘密会で証人尋問を行つた元県議及び出納責任者の意向を確認すべきという意見に集約されました。

これに基づいて、先月、それぞれに証人尋問の解除に係る意向調査を実施いたしました。委員の皆様事前に意向調査の写しを配付しておりますが、いずれも秘密会の解除をしてもよいとの回答をいただいております。

なお確認ですが、本委員会ではこの二方の証人尋問に関して、4月28日開催の第5回委員会において、出納責任者及び元県議の証人尋問の日時・場所について、5月13日開催の第6回委員会において、出納責任者及び元県議の証人尋問に関する全ての事項について、5月27日開催の第7回委員会において、元県議の証人尋問について及び出納責任者、元支援者、市長の証人尋問に関する事項について、6月20日開催の第8回委員会において、出納責任者の証人尋問について及び元支援者及び市長の証人尋問に関する事項について、秘密会で委員会を運営してまいりました。

ただいま申し上げました議題及び協議題については、秘密会を行つてきましたが、既に当該証人尋問は終了していること、また秘密会で行つた証人尋問については、委員の皆様も出席され内容は把握されていることと存じますが、内容的には、引き続き秘密性を保持する理由が乏しいこと、また証人から秘密会の解除について理解が示されたことを踏まえまして、秘密性の解除をしたいと考えています。

何かご意見ございませんか。よろしいですか。はい。

それでは秘密会の解除について採決いたします。

第5回から第8回委員会での秘密会で行つた審査、調査を行つたことにつきまして、人権等に関する秘密性がなくなつたので、解除することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、秘密性を解除することに決しました。

その他に入ります。会議録の公開についての検討状況について、報告いたします。前回の委員会では、会議録の公開について協議を行ひ、公開する方向で意見が集約され、議長と協議を行つたことになつたもの

	<p>であります。</p> <p>このことを踏まえまして、議長に委員会の協議経過を説明し、委員会の協議結果については、おおむね了承する見解が示されました。本日、秘密会を解除する方向になりましたので、今後は秘密会の会議録の公開に向けて、不開示情報の特定など、法令担当とも協議をしながら、事務局と事務を進めていくこととなりますので、準備が整い次第、公開していきたいと考えております。委員の皆さんから、このことについてご意見ございますか。はい、石井議員</p>
石井清則委員	<p>準備が整い次第ということですが、実は私なかなか公開されない、1か月以上言っていましたので、既に14回までかな。会派のほうで、議事録の請求を行っておりまして、既に開示されています。一般市民も既に持てる状況にあります。それ既に情報公開請求で出せている現物があるということを考えると、この精査って、ほぼ時間必要なくできるのではないかなと思うんですけども、その辺ちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまのご意見ですが、まだ議長とのすり合わせは行った直後でございましたので、まだ法令担当とか事務局と細部の打ち合わせ、協議、事務局との詰めをしておりませんでしたので、今日はこのようなお答えになったわけですが、鋭意公開に向けて進めていきたいと思えます。はい、事務局主幹</p>
事務局主幹	<p>今の法令担当との協議と言いましたけども、実は情報公開で公開したところも、お2人の、元県議と出納責任者の秘密会だった部分はまるまる不開示情報にしておりますので、今日ご可決いただきましたので、それを解除に向けて、やはり証人のお名前とか、その辺は引き続き不開示でしていくっていう作業もございますので、その確認作業のために、秘密会で不開示としておりました開示するための作業のために、法令担当のほうと協議をしながらですね、不開示情報を特定していきたいということで、お時間をいただきたい。</p> <p>確かに石井委員のおっしゃるとおり、すでに14回、公開しているところはいいんですけども、その秘密会の部分だけの調整が必要なために、ちょっとお時間をちょうだいしたい、そういうものでございます。</p>
石井清則委員	<p>秘密会の部分は今解除されたばかりですので、分かります。それ以外の部分はもうすぐ開示できるということで、開示していくということではよかったんでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>残された課題としては、秘密会の部分が残っていたということですのでそれ以外のことでしたら、開示できる状況にあるというふうに私も考えておりますので、それをどのタイミングで、どの時期、それからどういう方法で、どの先で開示するかとかがという細部の詰めが</p>

	<p>まだ少し残っているっていうふうに考えていますので、そういったことで時間をいただきたいということでございます。はい、石井委員</p>
<p>石井清則委員</p>	<p>先日、委員長のほうに伝わったとおり、広報広聴委員会ではホームページに公開する準備ができているというのは、もう既に伝わっていると思います。で、現物もあります。</p> <p>私、情報公開請求しているから、それをデータ化、PDF化するのにかかった時間が、私ともう1人委員と、うちの会派の2人で手分けしてやってかかった時間10分です。簡単にできると思うんですが、なぜか調整調整、必要なのは分かりますけれども、そんなに難しいことじゃないのもうでき次第するだとか、もういつまでには出しますよというのをもう1か月以上市民から求められて、今まで出していない状況が続いているので、もう今日この委員会でここまでには出しますよというのをまず決めていただいたほうが、市民の方にも伝えやすいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい、尾形委員</p>
<p>尾形昌彦委員</p>	<p>いわゆる手続論が残っているのかなというふうに思います。確か3点目に、常任委員会、それから特別委員会、その辺との調整をどう図るかというところがまだついてないと。</p> <p>その点含めて、委員長と議長って、どのような流れの中でそれを議会として、例えば百条だけ先行するのであれば、どのようなことで、どのような場でそれを協議して、決めるんだというところがまだ示されていないところですので、それは議会として、議会運営委員会なのかその場で決めていくのか。その辺はどう調整されているのかちょっと確認したいと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>ただいまの質問にお答えします。議長への報告並びに見解をお願いしたところ、議長としては、議会運営委員会で発言があった、それを踏まえて、議会運営委員会で報告をいただいて、そして百条委員会の報告をしてですね、その後に、そこで皆さんで共有して、それから進めていただいたほうがいいのではないかとということと、もう一つは、協議の場としては、議会改革もありますので、その辺、手続論としてですね、協議の場をどこにするかも含めてですね、議会運営委員会で協議したいという見解でございました。はい、草島委員</p>
<p>草島進一委員</p>	<p>石井委員もおっしゃったように、市民の方から、実名で9月27日に求められているという話は、先日もしておりました。だとしたらこれのための議運を早急に開催していただいて、早急に決めていただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>ただいまのご意見ですが、不可能ではないと思いますが、ただそれだけ緊急を要するかというふうな考え方によりますとね、そこまでしなくても、次回の議会運営委員会、あと12月議会の議会運営委員会</p>

	<p>の開催も控えておりますので、そのときでよろしいかなというふうに考えておりました。はい、石井議員</p>
石井清則委員	<p>先ほども申し上げましたとおり、会派として政務活動費を使うか、使わないかは最終的な予算に、我々の資金次第なんですけれども、もう既に会派名で情報公開請求して持っているものがあります。データ化も終わっています。あと公開することもできるようになっています。しかし、一応委員会として公開するのが、議会として公開するのが先だと思っていましたので、公開されてから準備だけはしながら待っていた状況です。</p> <p>多分、次の議運が22日になる、もう10日以上になる。そうなる多分、市民から要請があり、またこの委員会で公開したほうがいいんじゃないかって私とほかの委員もそうですけれども、提案してから2か月近くたってしまいます。ですので、私としては、この委員会の中で皆さんに意見をお聞きしたいんですけれども、議員の権利として、いただいた情報公開請求、公文書開示請求でいただいた情報もう公開したいと思っているんですけれども。ちょっともんでもらっていいですかね。問題なければいいんですけれども、後から出してから、それは問題があると指摘されると困るので。お願いします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ただいまの石井委員の意見がございましたけれども、このことについて、ほかの委員のご意見ございませんか。はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>情報公開請求で入手したというのは、それは当然公の文書なので、入手した方がどうされようと、それは束縛できないと思いますけれども。ただ、そのことを今議会運営でやるということで、手続論っているのを団長言われていますけれども、我々として組織としてどうするかっていうのと、2つあるわけですよ。だからどっちが先か、こっちが先だったらよかったですけれども、今そういうふうになっていて、だから個人的、あるいは会派で入手したものがそのまま市民さボンと出ていく。そのことの判断をここでどうですかって言われても、我々はそこは手続でやっていくしかないという、そっちを優先するしかないということなので、その判断はここに委ねられても違うんじゃないかというふうに思います。</p> <p>(何事か言うものあり)</p> <p>私は、一刻も早くしたほうがいいと思います。一刻も早く議運を開催してそこで合意形成を図ったほうがいいというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>ほかの委員の方のご意見どうですか。ございませんか。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>今、本当に市民の方々、報道もあって、本当開示を求めているんですよね。だから、石井委員が、例えば開示をする。石井さんのホームページ見てくださいと私たちがやればいいのか。そんなことがあると、</p>

	<p>何て言うんだらう、この委員会自体が疑われることになるので、早々に議運に諮って、そのための議運を開いて、今ね、おっしゃっているように、早々に開示したほうがいいと思います。変なことにならないように、と思います。</p>
佐藤博幸委員長 菅井巖副委員長	<p>ほかの委員のご意見ございますか。ありませんか。はい。副委員長、副委員長であり、議運委員長でもあるもんですから。そういう上では皆さんからも、今、百条委員会として、この件早急に議決いただきたいとか、議運のほうで判断いただきたいということであれば、議長と相談して、議運を開くということにしたいと思いますが。そのような働きかけしたいと思いますが。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。ほかの委員の方、ご意見ありませんか。 (何事か言うものあり) それではほかの意見ないようですので、ただいまの副委員長から提案がありました。正副委員長に一任いただいて、それで議運の開催、それから内容こういったことを調整したいと思います。それでよろしいですか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほど公文書開示請求でということ、議員が知りたいと言われたことを情報公開請求によって取り寄せして出すということ、何にも法的には問題ないということは分かっています。でも、この委員会の委員の1人としてずっと提案できたのが、結局できる方法はあるけれども、という委員会に対するとか議会に対する配慮として、会派としては一応止めていました。 今回なるべく早くしたいということも酌み取って会派には持ち帰りたいんですけども、既に要望があつてから、議員として市民から要望があつてから、もう先ほども言ったとおりの数か月たって、1か月半以上たっているというのが現状で、私の会派とかでも知りたいという声が大分入っているのに公開できないという現状が続いていますので、ただそれを出したときに議会で最近多い倫理違反じゃないかだとか、なっていくのは困るということで先ほどご意見いただきましたが、特に何もなかったんですけども、結局委員会として動いていることと、委員の1人が市民でもできることの権利を行使することっていうことで、すごく悩んでいるっていうのがうちの会派の現状です。 今日は特に行使するのは問題じゃないんじゃないかということで会派に持ち帰ってお話しますけれども、もしかしたら議運の日程が決まる、委員長もいますので、少し確認はしますけれども、その前に会派としても、もしくは私個人、議員個人として、先にもう入手した文書を公開する可能性もあるということは、皆さんの頭の中に入れておいていただきたいなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、よろしいですか。それでは確認します。正副委員長にご一任</p>

	<p>いただいて、そして議長にそれを報告して議運の開催ということにしたいと思います。はい、それでは委員の皆さんから、ほかにございますか。はい、坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>100万円授受について、私たちに会議録全部渡って、秘密会の分も私たちには来ていますので、そろそろ委員全員で精査するべきではないかなと。パワハラのほうが先にどんどんどんやろうとしています。この精査をするのはいつの時点で始めるのでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>精査。</p>
坂本昌栄委員	<p>はい。会議録見ると、やはりすれ違った意見だとか、そういうこともあったはずなので。まずは皆さんで、どういう状況であったのかということを中心に精査した上で、例えばもう1回証人尋問が必要であるかもしれないということも含めて、100万円について何にもまだ、ただ会議録を持っているだけで、皆さんとして、議論したりとか、精査したりということをしていないんじゃないかなと思うので、中間報告も全然出せている状況じゃありませんので、一度そういう場を設けていかなければいけないのではないかなと思うんですが。委員長の考えを。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまのご意見については、何回かちょっと記憶は忘れたんですが、そのことについては、私も同じような考えでございました。それで、秋葉委員からの提案だったかなとは思いますが、それに対しましても、私も賛同もしましたので、そのことについては設けたいと思います。ただ、この時点でですね、そういう場をいつにして、また内容はどうするかという話は、まだ今の段階では持ち合わせていませんので、もう少し時間いただければと思います。すいません。はい、坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>秋葉委員も、前回のときそういう提案をしているので、委員長と副委員長で、早々に日程組んでくれないと、もう随分前のことで忘れ始めているかなっていうか、議事録をもう1回を読み直さなきゃいけないところがあるので、やはりそこは早めに精査していただくようにお願いします。調整してください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>精査ってお言葉でしたけれども、いわゆるその100万円のことに ついて振り返りながら、何が足りなくて、何が追加が必要かというようなことっていうことで理解していいですか。はい。分かりました。 ご提案は正副委員長でまず調整してくださいというご提案ですね。 はい、分かりました。ほかの委員のご意見ございますか。この件で。 はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>私も中間報告を出すべきだと思っていますし、やっとならば議事録のほうも少し公開に向かったりだとかしている中で、少しずつ公開されては いっていますが、税金を使ってこの会議をしてしながら、秘密会だと</p>

	<p>か外に出せない資料・情報が多すぎて、やっぱり何を議論しているのか全く見えていないっていうのが現状だと思います。</p> <p>ですので、まず100万円の件、ある程度区切りがついているところで一旦整理をして、さらに調査が必要なのか、もう必要ないのかっていうところをどんどん公開していくようにして、この委員会でやっていることが見えるように、市民に見えるように、届くようにしていかないといけないと思いますので、正副委員長で早急に日程を決めていただいて、進めていただければと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>副委員長、それでは今ほど、ご意見・要望ありましたので、そのような形で進めてよろしいですか。はい。ほかの委員、今のご意見ありましたけど、その方向でいいですか。よろしいですか。はい。ではそのように進めたいと思います。それではほかにございますか。別の件で。石井委員</p>
石井清則委員	<p>本日の資料の中に要望書としていただいているものがありました。こちら受理された日が11月2日で、前回の委員会が11月4日。今日11月10日で。この資料配付、昨日の夜ですかね。夕方に初めて見たわけですが、こういった資料あったときにできるだけ委員の中で共有、なるべく早くできると、今回の件で言えば、2日にもらっているの、4日のときに間に合ったのかなとも思っております。</p> <p>こういった情報の共有は、委員長のほう、正副委員長のほうとかで出せないものがあれば、ストップしてもはいいんですけれどもなるべく早く共有できるようにお願いしたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。そのようにします。はい。機会を見てっていうふうにこう考えていたもんですからね、単独では考えていなかったもんですからね、こういうことになりました。はい。分かりました。はい、ほかにございますか。</p> <p>ないようです。それでは以上で…。はい、副委員長</p>
菅井巖副委員長	<p>肝心なことで今日の証人尋問、体調不良で日程変更ということですが、相手がある話だということは重々分かるんですが、藤井先生とのすり合わせもあるんで、今後どうしていくかちょっとあればですけども次回の日程もあるんですが。</p>
佐藤博幸委員長	<p>事務局で今持ち合わせていますか。どの段階か。</p>
事務局主幹	<p>これ、藤井先生目の前にして、ちょっと事務所のほうには、事務員のほうからは、先生のほうは11月の日程は、もう既にびっちり入っていてですね。あとこちら22日になりますと総括・一般質問の通告になりますと、また議会モードといいますか、取材等ございますので、実は個別に21日あたりは狙えないかということでお願いはしていたわけですが、出張で無理だということで、まず、この証人尋問は早くても、12月になるのではないかというふうに見込んでおり</p>

	<p>ます。まだその日程の調整は、まだ今日の今日ですので、しておりませんが、11月の証人尋問の開催は厳しいものと考えております。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>11月21日に証人尋問的できないかっていう話は、それは無理だということなので、だとすれば、この21日に先ほど話が出ている、100万円の問題についての話し合いを一度持ってはどうかと思いますけれども。相談というか協議。だから、別に公開する必要もないし、特別…。</p>
佐藤博幸委員長	<p>法的助言者も同席していただかなくてもいいというお考えですね。はい。今、秋葉委員からご提案ありましたけれど、このご意見また別の意見でもいいですか、どうですか。 (何事か言う者あり)</p> <p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>今提案があった21日にまず情報の共有だとか議事録の確認だとかこれが課題じゃないかとか、これ調査必要じゃないかなとか意見出していただいて、ある程度まとまった段階で何もなくて漠然と法的助言を受けるよりは、ある程度委員の中で共有するなり、意見の対立があったり、分かれるところもあると思いますので、そういったことが少し見えてきてからの法的助言で十分ではないかなと思いますので。21日にできるのであれば助言者はなくても大丈夫ではないのかなと。そこで決定するってわけでもないと思いますので。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。話し合う内容、それから法的助言者の法的な助言が必要ないのではないかということであれば、それはそれで開催可能だと思います。</p> <p>それで今、石井委員からもあったように位置付けですよね。意見交換とか、調整ということで、決定でなくても、まずそこですり合わせをして1回、そのあとまたもう1回、次の場になるのか、その後の決定もするってことは可能だと思いますね。</p> <p>どうですか。はい、五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>最終的には、報告書を作成するっていうところに持っていかなければならないので、その報告書の作成をどういうスケジュールで進めていくのか。それを21日にやるのでしたら、それまでできれば正副委員長のほうで、少し原案というか調整してもらって… (何事か言う者あり)</p> <p>その報告書の作成の進め方。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかの委員の方、ご意見ございますか。今の意見について。</p> <p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>今、報告書というのがありましたが、多分前回いろいろ聞いたとき</p>

	<p>に今のところ中間報告等はできないような意見が多くて、私はしたほうがいいと思うんですけども、できないような話の意見が多かったと思います。捉え方なんですけども、今までの現時点における報告って何が起こったとか、起こったことをただ淡々と書いていくしかなくて、今後こういう活動をしますなので、私は今の時点でも報告書は作れると思っているんです。</p> <p>ただ中身があるかないかという問題は出てくるだろうなど。今、委員長の考えで、正副委員長の考えで、12月議会で報告書、中間報告を出すんだとか、何かこの流れ、前回はないというような話だったのが、あるかないかももう一度お願いしていいですか。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。報告書をどのレベルで出すかっていう一つあるんだと思うんですね。前回のこの報告書についての中間報告のときも申し上げましたけれども、何月何日、第何回しましたぐらいのことはできますが、まだ決定した段階とか、決定した事項とかそういうものがなかったもんですから、中間報告をするにはまだ内容的にですね乏しいというようなことの判断をしたんですね。</p> <p>それで報告書を作るということは、一定の合意に達している。それから、それぞれの分担も、作成のための分担、それから校正こういった事務的なことも残されている課題だなんていうふうに思っていて、そしてもう一つは作成のための時間をどのくらい取るかということを考えてとですね。私は前にも申し上げましたように、次のパワハラ疑惑について進めたほうがいいという考え方で本日に至っております。</p> <p>このことを皆さんからのご意見もいただきながらですね、今後その報告書、中間報告をどう進めていったらいいかということのご意見もいただきたいと思います。はい、佐藤昌哉委員</p>
<p>佐藤昌哉委員</p>	<p>今、五十嵐委員からあったけれども最終的にはそこに行き着くものだと思いますけれども、ただそこまで行き着くまでの様々なその掲載内容をどういうふうにそこに盛り込んでいくかということでは、他市を見ますと、第1回の委員会ではこういう議論があったというものも何か添付しているみたいなので、その要点、今全部載せるわけにはいかないと思うので、その辺の第1回はこういうふうに議論されましたという項目、頭出しをやっぱり共有していかないと思整理つかないと思います。</p> <p>多分、尋問して答弁者という意見があったというポイントはあると思うんですよ。全部が全部、尋問したことを掲載するというわけにはいかないんで、そこがポイントとなる点はどこだとかお互いに間違える観点があるかと思いますので、その辺のすり合わせは当然、その策定過程の中では出てくると思うんで、ですからそのフレーム、フレームをどういうふうに作っていくかということで、フレームのそ</p>

	<p>の一コマを、今みたいな話で、どういうふうにしり合わせしていくかと。まず第1回の、その審査会では、こういうことを尋問項目として挙げたけれども、尋問者と答弁者はこういう意見がありましたみたいな、やっぱり整理は必要だと思うので、そこから始める必要があるじゃないかなというふうには個人的には思いますので、それをじゃあどうするんだというふうには、そこまではまだ至ってないので、その辺の全体的なフレームをどう考えているかぐらいの、最初は議論でいいのかなというふうに思いますけれども。</p>
佐藤博幸委員長	はい、坂本委員
坂本昌栄委員	<p>少し整理をさせてください。私の頭ん中、頭がちょっと整理つかない。今、報告書を作るために、意見交換って言っているんですか。それとも、21日に意見交換を調整するってのは、報告書を作るためにやるわけじゃないと。違いますよね。なので、どちらかをきちんと整理して今議論していただきたいなって。はい。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>私申し上げたのは、多分中間報告で整理したものが、あと報告書としては、ここには載せないっていうようなことでは何もならないということなので、視野にはあるけれども、必ずしもその一部分を中間報告でやるわけですから、中間ですから、そのあとの中間以降の部分は、どうまとめるかというのは、これからの議論になるわけなので。今時点でまとめられることはあると思うので、さっき言ったみたいに。そこは準備しておいてもいいのかなと。</p> <p>全体的なフレームは、そこでまだしかるべき議論の中で検討、皆さんとしていけばいいのかなということ。ありきではなくて、それを先にはあるんだという前提で、今この部分を整理するんだという意識のほうが作りやすいのかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。少々お待ちください。田中委員、ちょっとお待ちください。(何事か言う者あり。)</p> <p>21日の開催の協議内容ということで、先ほどご提案もあったし、まず意見交換とか、あとその次の段階で報告書をどうするかっていうのはまた別の問題かなというふうに思いますので、これは今ごっちゃで坂本委員おっしゃったとおりだと思いますので、まず21日はどのような内容で開催するかということで、皆さんのご意見をいただいて、今日そのまとめにしたいと思いますが。はい、田中委員</p>
田中宏委員	<p>全くおっしゃるとおりだと思います。それで、やっぱりその報告書の最終的な形っていうのは、もちろんあるわけですが、ただし、中間報告というのは中間において、ど真ん中じゃなくて、もう何回でもあり得るわけで、やっぱり市民の方々に本会議場という日の当たる場所において、今の現状をお示しするってことはやらないと。</p>

	<p>なのでさっきありきって言葉が出たと思うんですけども、市民への報告ありきで、とにかく12月にやるっていうようなことを、例えば念頭に置きながらで言うとその示せるレベルは様々だと思うんです。それは様々なので、詳しく知りたい方は会議録が公開されているので、そっちを熟読してもらえばいいわけだし、もうちょっと浅いレベルで知りたいという方々に伝わるような項目だけでも十分こちら側の誠意を市民に対して示しているということになると思うので、ぜひその市民への報告ありきという前提で、11月21日の会合を持てるというのかなというふうに考えます。</p>
佐藤博幸委員長	はい。田中委員の意見も今ありました。ほかに、尾形委員
尾形昌彦委員	<p>できるところからやっていくということであると思うんですけど、21日にどういう協議をするのかが、まだちょっとぼんやりしているので、例えばそれまで何を、例えば会派で持っていくのかっていう、現実的なボリュームと来週議運の視察も入っているという状況もありますので、10日ぐらいありますけど実質かなりの日数限られてくるということなので、その辺の協議のちょっと、どういう内容、先ほど、中間報告の、例えば日時とか開催とかそのぐらいの話であれば当然イメージはできると思うんですけど、何かを協議して持っていくとなると、21日っていう日程は少しやっぱ厳しいところあるのかなと思うので、今日どのような協議をまず21日にするのかっていうところを共有しておかないといけないかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、秋葉委員
秋葉雄委員	<p>発言内容にどういう発言があって、それに賛成だとか反対だとか、私はこう思ったとかっていうところまで、深く入り込むと21日に何かするなんてことはとても考えられない。</p> <p>報告書というものを前提したのもやっぱり容易でないと思うんですけども、やっぱりこれまで百条委員会として様々に会議はやってきたわけですよ。やってきた、何月何日にはこういうことをやりました。そのときには、どういう形の発言がありましたっていう程度。誰がどういうふうにやったかって、議事録まで入り込むようなことはしないで、それを項目的にずっとこう並べていくような形のものを報告書として提出をするというぐらいの感じではないかなと私は思いますけれどもね。そこら辺までしか、恐らくこの12月中に報告をするっていうようなことを前提にするとできないのかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>報告書の中身とか時期とかを想定しますとね、ちょっと私も難しいかなというふうに思いますので、一つの振り返りの中ですとね、今までの例えば100万円に限ってのことについての振り返り、足りるところ、足りないところあるのかどうかとかですね、これまでの進め方とか、そういったことは話し合いとして可能だとは思うんですが、さら</p>

	<p>に報告書までを想定した議論となるとですね、やっぱり、これ難しいかなっていう、まったく私の見解ですが、そんなことを思っているところです。佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>今言ったようにその論評をつけないで、経過報告という形で、これまでのことだろうと思うんですけども。そういったイメージでいいかと思えますけれども。</p>
佐藤博幸委員長	<p>事務局とも以前にこの振り返りだとか報告書のことで少し主幹とも話し合ったことがありますけれど、どのレベルでどのくらいのボリュームで出すかによって、非常に事務局としての事務量も考えられると、相当な事務量だろうなということはありませんでしたので、その辺、ちょっとお待ちくださいね、主幹としては、その辺の報告書についてなんです。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほど尾形委員のほうからあったのは、多分21日に何をするか、しましよよという話が、また報告書の話になっていて、報告書を先にやったほうがいいのであれば先に報告書の話をしてしまって、そのあと21日に何をしますかって話、どっちでもいいんですけども、その話が21日に何するかという話と、報告書をどうするかというのが、もう行ったり来たりしているんで、ちょっとこの違う…。</p> <p>(何事か言う者あり。)</p> <p>さっきの議論の始まり、21日どうしましよよだったので、ちょっとそこ議事整理していただいて。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。協議題をね、やはり決めておかないと自由な意見交換というのはちょっと考えにくいんですよ。やっぱり一定のテーマを持った意見のやり取り、それから振り返り、こういったことじゃないと私はちょっと効果が薄いんじゃないのかなと思います。石井委員</p>
石井清則委員	<p>21日の進め方の件での提案ですけど、まず100万円の問題について、議事録持っているわけですので、まだ今後誰かに対しての調査が必要なのか。いらないのかという状況をそれぞれ確認していただいて、で、何かの調査が必要だとか、疑問があるというのであれば、それを箇条書きでもいいので出していただいて、皆さんで共有できたら一歩進むのかなと思いますので。そういった形で進めてみたらいかがでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>そうですね。はい、分かりました。今の石井委員からの提案がありました。確かにですね、100万円のことについて、証人尋問のことと記録請求のことも含まれるかと思えます。さらに記録が必要なのかどうか、必要でないのかということも含めてですね、必要だと思いますし、またその100万円のことについて、これまでの議事録を踏まえてですね、必要なもの・必要でないものというものを事前に出していただくっていうのは非常に合理的かなというふうには思います。</p>

	<p>このことについてはどうですか。21日の協議題としてのご意見を賜りたいと思います。はい、草島委員</p>
<p>草島進一委員</p>	<p>今、委員長おっしゃったとおりだと思います。その尋問で、その事実確認をし、記録の請求をして、事実確認をしてきたわけですね。何がこれまでの過程で明らかになったのかということの共通認識を持つための会議にしたらいいいのかなというふうに思います。</p> <p>(何事か言う者あり。)</p> <p>共通認識っていうか、だって尋問で、尋問によってここは明らかになった、ここは明らかにまだなっていないとか、その部分を確認し合うということなのかなと思いますけども。尋問しっ放しだからね。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。もう、そろそろまとめたいと思いますが、どうですか。21日はまず開催をするということによろしいですか。はい、秋葉委員。はい、賛成ですか。はい、少々お待ちください。</p> <p>事務局の方からアドバイスありましたので、またどのような21日の会議の持ち方についてもお話ありましたので、主幹のほうからお話いただけますか。</p>
<p>事務局主幹</p>	<p>まず、委員会を開くには当然協議題が必要でございますし、そうすれば、正式な委員会であれば公開、よほど非公開っていうかその理由がないとあれですので一つの手法は、費用弁償出ませんけれど、特別委員会の協議会、うちのほうでは常任委員会協議会がございますけれども、特別委員会協議会というのはやったことございませんけれども、そういうちょっと内輪的に集まって、ざっくばらんに意見交換したいっていうえば、参加も任意になって、協議会っていう場で非公式で行うっていう手も一つあるのかなと。</p> <p>それでも委員会でも、協議会でも本当に何を協議するのかってこともはっきり、これは尾形団長から話ありましたけれども、私も本当に、どういうことを協議されるのか、皆さんにそこまでの一応会議録をお渡ししているの、追加の証人尋問が必要だとか、こういう追加の記録請求が必要なのかとか、あとちょっと答弁のいろいろ違い、同じ質問4人の方にした場合もありますけど、その違いを炙り出すのはちょっとこの1週間ではどうなのかなということもありますし、ただざっくばらんに資料もなく、ただ何となくフリートキングをするのかなとか、ちょっとまだ事務局として見えづらいのかなあとということがちょっとございます。あとは事務局としては、委員会であるのか協議会であるのか、その辺もちょっとお決めいただければありがたいのかなと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。まず今2点助言がありましたので、1点目は協議題を決めてくださいということと、協議題が決まったらどのような形の会議にするかと、協議会であるのか委員会であるのかということ、今2点の</p>

	<p>お話がありました。まず協議題、まずそれ以前に21日開催するかしないかも含めてですね、協議題決まらないことには、開催するっていうことも関連してきますので、この辺をご意見いただきたいと思います。はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>はい。先ほど石井委員が言ったとおり証人がこれから必要かどうかとか、資料の請求が必要かどうかとかはなんとなくそれだけだったら分かる気もするんですけど、やっぱりその先の精査の部分も考えると、議運で皆さんがいなくなることも考えるとですね、ある程度ちょっと準備のいる内容になるんじゃないかなって個人的には思いますので、今日この協議題、今ここで、僕は草島さんが言っていたようなものまで整理をした上で話し合うほうがよいかなあというふうに個人的には感じましたので、今日それを協議していいんですけど、21日まで、そこまで、物理的な時間は厳しいのかなと正直思います。</p> <p>とりあえずやるというのもそれはそれで協議会のような形でやるというのは、それはそれでいいのかなと思いますが、ある程度こういう形でやるっていうのをバシッと決めて、それに向けてある程度準備した上で、話し合いをしたほうが有意義んじゃないかなとは思っています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今、石塚委員からもありましたけれど、やはり協議題を決めてですね、どこまでの話を進めるかということが大事な点だかなと思いますので、この辺どうしますか。はい、黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>ちょっと先ほどから出ています中間報告をどういう体裁でどの程度のまとめ方にするかっていうのも、ちょっとこの機会にちょっと皆で共通認識を持って整理をかけるっていうのが一つと、あと全体、今後の進め方の中で、いわゆる100万円の部分についてはある程度整理できるんじゃないかという部分について、例えばフローチャートでいついつまでこうとかの、行政の資料だとよくあるわけですけども、そういった形の例えばさっき今草島委員が言われたことを例えばいつぐらいのどういう流れでしてとか、先に報告書があるとかないとか、その辺りの共通認識的なものをちょっと皆さんで整理をして、いわゆる今後の進め方をまず協議をするということがいいのではないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>21日ね。はい。先ほどから意見が何人かから出ていますが、報告書も含めるか含めないか、これによってですね、21日可能かどうかということもまた会議の持ち方も関連してくるかなと思いますので、この辺…はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>先ほど21日にある程度、もうこれから尋問が必要なのかだとか、資料請求必要なのかというのを提案してもらってという話はしたんですけども、先ほど意見を聞くと時間が足りないんじゃないかということがありました。ですので、今出ている報告書をどうするかという</p>

	<p>のをやって、例えば12月に中間報告出しましょうというのを決めて、その中身どうするかっていうのを議論したらいいんじゃないかと思います。少し先に100万の整理の件、10日間、21日では短いということだったのでどのぐらい必要かという確認だけして、その辺りで委員会設定して、だったらいいんじゃないかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>報告書を先にしたほうがいいのかというご意見ですか。ではない。報告書のことについて協議したほうがいい…はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>そもそも私は、進んでいますので、定例会ごとに進んだ分の報告を出したほうが良いと私は思っている。その考えが多分皆さんと違うとは思いますが、出せないってということではなくて、報告書はあくまでも、起こったことを報告するだけなんで、それは何も決まっていなければ何も決まっていなくて報告をするのが議会として税金使っている義務だと私は思っている。それはできないできないというふうにしてするぐらいだったらもう12月に出しますと、じゃあどういう形で出しましょうかっていうのを議論して、12月議会に報告書を私は出したほうが良いと思っています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>私、特別委員会協議会という形で話し合いをして今、石井委員からあったように12月の報告をどのようなイメージで作っていくかというところの例えば協議をする。それから、100万円についても今後どのように進めるかというのを少しフリートークで進めるということで、時間があればですけど、あと証人尋問、延びちゃいましたけど、かなり皆さん思っているとおりに複雑な進め方になるのかなというイメージもあったので、その辺のちょっとすり合わせですとか、協議会の場でだからこそ、事前でできることを少しフリートークでやるっていうのも一つなのかなあというふうに思います。</p> <p>ちょっといろいろやっぱ準備となると、ちょっと日数的にどちらも厳しいのではないかなと思いますので、中間報告をメインに、12月の報告をメインにして、あと100万円の今後と、あとパワハラの尋問、延びちゃいましたけど、その進め方について少し協議会の中で協議できないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今、尾形委員から3点の提案がありました。このことについてどうですか。いいですか。はい、秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>それでいいから、決とって。</p>
佐藤博幸委員長	<p>いろんな意見出てきてね、ちょっと集約しないとイケないのですが、いいですか。</p> <p>(何事か言うものあり)</p> <p>それでは集約します。今、尾形委員からあったように、一つは、報告書を12月に出すということについてのご意見をいただく。それか</p>

ら、100万円のことについての証人尋問なり記録なり、今後のことについて、意見交換をする。それから3点目は、証人尋問、
 の分が今日残りましたので、そのことについても触れたほうがいいのかということで3点ありました。これでよろしいですか。

はい。それではそのようにしたいと思います。

そしてあと形は、協議会という提案がありました。協議会ということでもよろしいですか。協議会ということで、少しフリーに意見交換、自由な意見交換をできる場にするということでもよろしいですか。

はい。そのようにしたいと思います。

21日はパワハラのことにも入ってきますし、また100万円のことの証人尋問だったり記録だったりしますので、非公開ということでもよろしいですか。

はい。協議会で非公開。

（「公務でございませんので。出席は拘束されるものではございません。」と言う者あり。）

はい、分かりました。議事録も残さないというそういうことですね。

（「時間は何時から。」と言う者あり）

21日ですか。皆さんのご都合いい人、悪い人どうですか。

（何事か言う者あり）

都合悪い人、急に決まった話ですので。請願・意見書これ1時

（何事か言う者あり）

1時から。どうですか。事務局としては。

（何事か言う者あり）

じゃあ、決めます。挙手願います。1時がいい人。1時半がいい人。2時がいい人。1時半が多かったようです。1時半にします。よろしいでしょうか。そのように決しました。

次回は、11月21日、1時半。協議会。協議題は3つということで、先ほど申し上げました。以上にしたいと思います。

以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れさまでした。